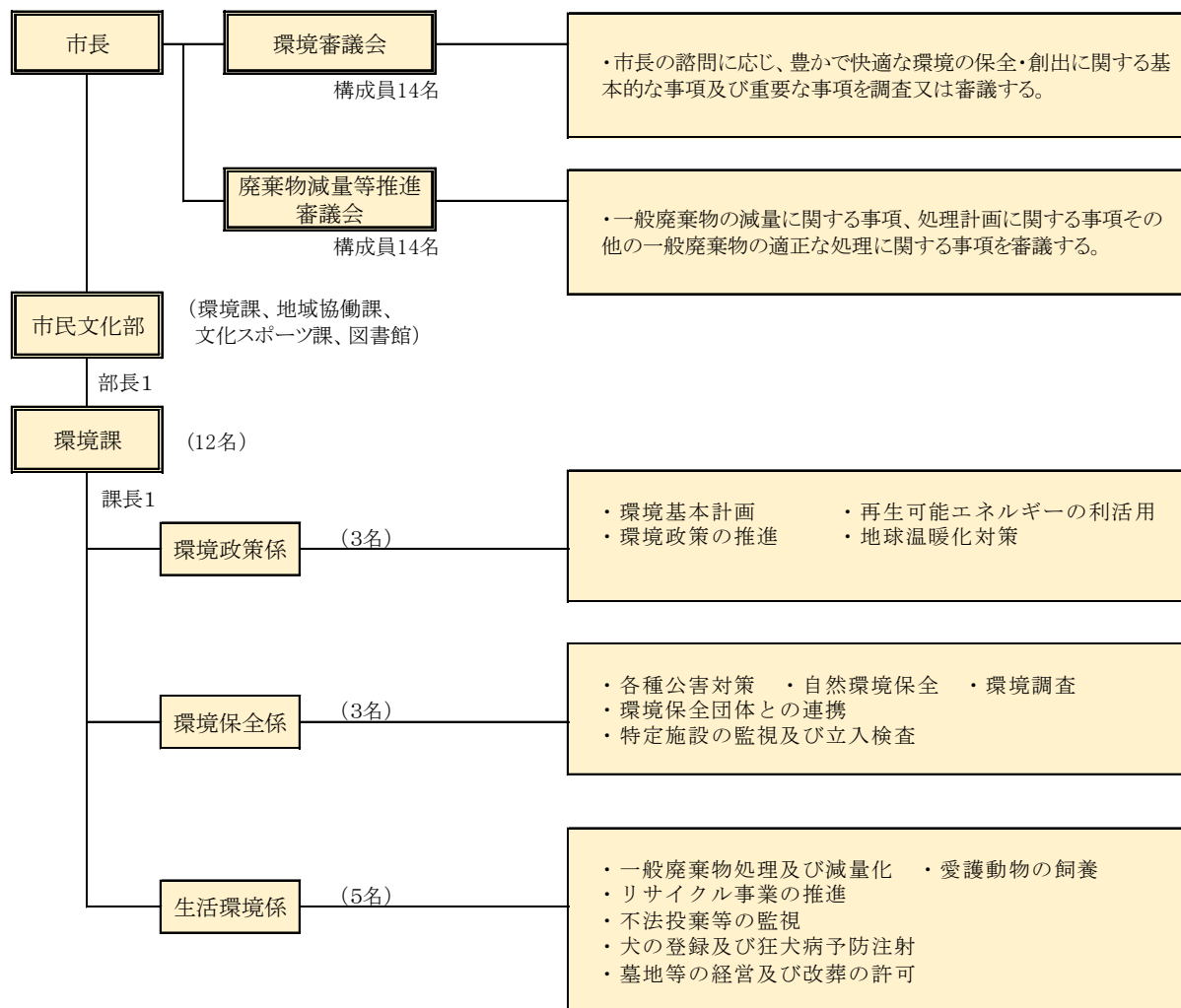


◎市の環境行政

環境行政構成図（令和6年4月1日現在）



可児市環境基本条例

市では、平成11年9月に「可児市環境基本条例」を制定した。本条例は「岐阜県環境基本条例」の趣旨を踏まえ、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、ならびに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的としている。

可児市環境基本計画

可児市環境基本計画は、可児市環境基本条例第7条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出のための取り組みを、市民・事業者・行政の三者が協力して進めていくことを目的として、平成12年3月に策定した。

平成23年3月の改定では、社会的な動向を適切に反映し、環境への取り組みを行政主導型から市民主導型へと転換したうえで「可児らしさ」を引き出すことを着目点とした。具体的なプランとして「循環型社会の形成」「里地里山の保全と活用」「地球温暖化対策における再生可能エネルギーの利用促進」の3つを重点環境プロジェクトに位置付け、施策に反映している。

令和2年3月の改定では、当初の「目指すべき環境像」を引き継ぎ、国・県の環境基本計画の共通のポイントである「持続可能」「人を育てる」を重視し、今後10年間に可児市が取り組むべきことをまとめている。

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

－共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が
息づく都市の創造－

目指すべき環境像を実現するための4つの柱

- (1) 人を育て、地域を育てる「仕組み」を強化します
- (2) 可児の魅力を引き出す取り組みをします
- (3) 環境意識を次世代につなげる「環境教育」を推進します
- (4) 多様な意見を受け入れ、施策に反映する仕組みを作ります